



# 支部だより

編集責任者

副支部長

岩本喜信

## 支部長日記(Ver.2)-91

支部長 河田

稔



### 1 中部方面剣道大会

12月13日(土)、川西市市民体育館で中部地区自衛隊剣道大会が行われました。この大会に支部は協賛金という形で支援させていただきます。

昨今の自衛隊は、防衛環境の劇的変化で、従来の錬成訓練に加え、各種協同訓練の実施、南海レスキューなどの防災訓練などがあり、自衛隊のスポーツ・武道を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。その中で、稽古に励んで大会に参加し、熱戦が繰り広げられました。結果は、陸自の出雲・伊丹と海自の舞鶴も頑張ったのですが、優勝は、空自の小牧でした。



### 2 新年互礼会最終調整会議

12月20日(土)、スワンホールで、互礼会の最終調整会議を実施しました。今回は、前日準備は実施しないので、当日の役割分担などを綿密に調整させていただきました。

### 3 伊丹自衛官募集相談員協議会年末懇親会に参加

12月22日(月)、協議会の年末懇親会に参加しました。他の防衛関係諸団体と同じく皆さん、永く自衛官募集相談員としてだけでなく自衛隊そのものに理解がある方々ばかりです。しかし、年々高齢化が進んでいるのが悩みのようです。

### 4 伊丹駐屯地年末行事

12月23日(水)、伊丹駐屯地の年末行事に参加しました。業務隊の方々に準備していただき、ありがとうございます。以前は、駐屯地の各部隊が一斉に餅つきを実施しており、非常に盛り上がってましたが、12月の中旬まで大規模な訓練の影響でここ数年各部隊毎の計画実施、実施しないところもあり寂しいものがありました。



### 5 伊丹駐屯地「二十歳の夕べ」

1月8日(木)、伊丹駐屯地の「二十歳のつどい」に参加しました。今回は、36名のピチピチが二十歳を迎えました。おめでとうございます。皆さん、良い顔、良い目をしてましたよ。頼もしくもありました。司令が「冠婚葬祭」の最初にあるのが「冠」です。」と父親のように話されてたのが印象的でした。



### 6 令和8年防衛関係諸団体新年互礼会開催

1月10日(土)、アステ川西市6階「アステ市民プラザ」で令和8年防衛関係諸団体新年互礼会が無事開催できました。今回の参加者は、233名(隊友会:46名、来賓:97名、自衛官:26名、防衛関係諸団体:64名)の沢山の方にご参加



## 隊友川柳部

☆ 支部だより 283号も続く すばらしい

☆ 拉致リボン 付けているだけでは らちあかぬ

☆ 昨秋から 地震・雷 火事に熊

☆ そのうちに コメンテーター ラブホ市長

☆ 寒い日は 太っていても 寒いさ

☆ 俺にすりゃ 飲める孫達 たのもしく

☆ 今年も それなりに生きる それでよし

☆ 「特記なし」 だんだん増える 十年誌



(3後衛分会 野手)

○ 子の土産で 酒の銘柄 6種にも

○ 3日目は おせちの残り と 雑炊で

○ 正月の 子達の料理は 三ヶ国

○ 初ゴミを 両手にさげて 3往復

(阪神病分会 山崎)

皆様の投稿をお待ちしております。

TEL・FAX 0797-88-6240 (部長 福田)

いただきました。今回着任後初めて参加していただきご挨拶いただいた遠藤総監、国連職員時の話を基に祝辞をいただいた森宝塚市長、そして本調子でないにもかかわらず防衛関係諸団体を代表として挨拶いただいた自衛隊宝塚協力会福家会長、ありがとうございました。



準備に当たっては、前日に準備するのではなく、当日、09:00からの限られた時間で、隊友会の皆さんの力を結集していただいたおかげで10:20には体制が整えられました。来年は、09:30からの準備で問題ないかもしれません。



オープニングは、第3音楽隊のOBで、隊友会員のフルート奏者才木さんに3曲ほど演奏していただきました。最初は、名刺交換等で、ざわついていた会場も徐々に静かになり、フルートの演奏に聞き入っていただきました。才木さん、来年もお願いします。大成功です。(^^)/



そして、地本長の募集協力依頼と続き、開式です。

第2の企画は、各駐屯地とコラボしているレトルトカレー販売を実行してみました。最初は、低調でしたが、最後は、皆さんにご購入していただきこれも定番化していきたいです。



カレンダー配布、かなりの量を準備したので、余ることも心配しましたが、いつの間にか全て無くなりホッとしました。

今回の料理も好評でしたが、初めて食事タイムを設けたのですが、統制などできませんでした。反省です。

川西の3団体は、今回から、新年会として、この会を活用していただき、参加者を募っていただきました。そのため、越田市長には、各団体のエリアに足を運んで、ご挨拶もしていただきました。この企画も各首長の参加にも繋がるものとして更に進めていきたいです。

今回の司会は、荒木、吉田の名司会から、吉田さんが会計に専任したので、新人の藤沢さんにバトンタッチしました。落ち着いた雰囲気は、安心して任せられます。今後に大いに期待しています。

反省点は、色々ありますので、1月24日(土)10:00の反省会で議論し、次回に繋げていきたいと思ひます。会員の皆さんには、今回以上に参加していただきたいと思ひます。



(もの好きオヤジの記)

# 新春 <初日之出>

阪神病分会 山崎勝徳

新春、明けましておめでとうございます。

本年も引き続き駄作の「もの好きオヤジの記」にお付き合いの程よろしくお願ひします。今年は午年、馬にあやかり何ごともウマくいく！と・健康で何事にも前向きで楽しい一年にしたいものです。さて、夕日ばかり集めていると年に一度の「初日之出」を写真に収めるのに一苦労！・朝が早い！寒い！前日から準備が必要・そんなわけで、気合を入れ今年は三脚を前日に準備をして6時半頃中山台に車で出かけたが、すぐに生駒山が見えるポイントには20人ほど集まっていた。

収穫は？・はい、忘れ物あり、足場も悪い・もう4~5年ぶりの撮影で・反省でした。



① (生駒山北部の山上にうっすらと太陽が一部姿が現れてきた)



② (さらに太陽の輪郭が大きくなってきた)



③ (太陽がますます大きくなってきた)

②~③の間でカメラのレリーズが不具合を起こし撮影できなかったこと残念であった。



④ (間もなく太陽は完全に姿を現す)



⑤ (太陽は生駒の山影から完全に現われた。生駒の山上には14~5mの鉄塔が多く立ち並んでいる。ここで見る太陽を想像してみてください)

## 第97号「内容証明とは(その2)」

3師付分会 水谷秀志

### 1 内容証明郵便が持つ法的効果について

#### (1) 意思表示の到達の証明

民法第97条には、「意思表示は原則として相手方に対して通知する方法によって行う」と決められています。

内容証明郵便を配達証明(別途料金が必要)と組み合わせることにより法的な意思表示が相手方に到達したことを証明できます。

#### (2) 時効の中断(催告としての効力)

時効は法律で消滅時効と取得時効の二種類と定めていますが時効までの期間内に相手方に対して内容証明郵便で訴訟提起を行うことで時効の中断となります。

例えば、他人名義の土地に所有権のない者が勝手に土地を使用していて10年もしくは20年を過ぎると時効が消滅(消滅時効)してしまい所有権を持たない者の土地になる可能性があります。

※ 時効にはいくつかの種類があり例えば飲み屋のツケは店主から一年間以上にわたって支払い督促が無ければ消滅時効となり法律上での支払いは免除されます。

#### (3) 契約解除・取り消し通知

契約関係の終了を相手方に通知し、その日時を明確にします。ただし、解除の効果は意思表示の到達時に発生しますので到達日時は重要な意味を持つことになります。

#### (4) 遅延損害金の請求

遅延損害金とは、借金の返済が滞った時に発生する損害賠償金ですが、

支払い期限のない債務について催告により履行期を確定し遅延損害金の起算点を明確にできます。

#### (5) クーリングオフの通知

特定商取引法などにおいて、期間内にクーリングオフの意思表示を内容証明郵便で行えば有効な証明になります。

### 2 内容証明の限界について

内容証明は、さまざまな場面で効力を発揮しますが必ずしも万能ではないので次の事項に注意が必要です。

#### (1) 文書内容の真実性が保証されない

内容証明郵便で郵便局が証明するのは「その内容の文書を送った」という事実のみなので、記載内容の真実性は保証しません。

#### (2) 法的拘束力の欠如

内容証明郵便そのものに相手方を法的に拘束する力はなく、あくまで意思表示の手段にすぎません。

#### (3) 法的主張の正当性は保証されない

記載された主張や請求が法的に正当であるかを郵便局が判断・保証するものではありません。

#### (4) 問題解決の限界

「内容証明を送れば万事が解決する」という訳ではありませんので、相手方が任意に応じない場合は、裁判所での調停や訴訟などさらなる法的手続きが必要となります。

内容証明郵便はあくまで「意思表示」の手段ですので、これらの限界を理解したうえで適切に活用しましょう。

次号は、「内容証明とは(その3)」をお送りします。